

令和 8 年度 第 5 回川崎市危険物等保安審議会会議録

- 1 会議名 川崎市危険物等保安審議会
- 2 開催日 令和 8 年 8 月 2 4 日 (月)
- 3 場 所 消防局 6 階 作戦室
- 4 出席者 委員 (1 3 名)
大塚会長、伊藤副会長、大気委員、田島委員、中原委員、美和委員、
山火委員、鈴木委員、小山委員、三輪委員、遠藤委員、小谷委員、
上田委員
事務局 (5 名)
三原係長、佐藤係長、渡邊係員、奥山係員、熊谷係員
- 5 公開・非公開の別 公 開
- 6 傍聴者の数 0 名
- 7 議 題
(1) 令和 8 年度第 4 回川崎市危険物等保安審議会会議録の確認
(2) 「安全教育用保安関係法令・技術用語集」の見直しについて
(3) その他

8 審議経過

【大塚会長】

令和 8 年度第 5 回川崎市危険物等保安審議会を開会します。

(会長から開催の挨拶があった。)

【大塚会長】

次に、本日の配布資料の説明を事務局からお願いします。

(事務局から配布資料の確認及び資料 1 の説明を行った。)

【大塚会長】

前回の会議録について、皆様から意見等がありますか。

無いようですので、会議録を承認することとします。

続いて「安全教育用保安関係法令・技術用語集」の見直しについてです。皆さんには、前回までの見直し部分について、平成 2 4 年度のデータを元に追加、削除項目について案を作成いただきました。本日は、再度チームごとに分かれ、案について確認作業を進めたいと思います。

(各チームに分かれ、担当部分について確認を行った。)

【大塚会長】

各チームでの確認作業が終了しましたが、このあとの作業として、各担当者が清書版を作成したのちに、全体で確認する流れでよいでしょうか。

【中原委員】

追加及び削除項目や、それ以外の修正案について、一度全体で共有した方がよいと思います。

【大塚会長】

分かりました。各チームで変更箇所はどのくらいあったでしょうか。

【大氣委員】

Bチームは、用語の項目追加は少ないですが、関係法令欄への法令の追加が多数あります。

【大塚会長】

Aチームの変更箇所はそれほど多くありません。それでは変更箇所について、全体で確認していきましょう。まずはAチームのデータを表示してもらえますか。

最初の1-1 申請・届出フローについて、簡潔で分かりやすい平成13年版を採用しました。「変更許可及び仮使用同時申請」は、平成24年版で追加された項目を採用しました。「危険要因の把握」は平成24年版で追加されたものですが、関係法令欄の法令を確認しても明確な記載がなく表現も曖昧であるため、追加しないこととしました。「危険物製造所等変更工事関係資料提出書」は、「危険物製造所等軽微変更工事関係資料提出書」から項目名を変更し、内容については兩年のものを組み合わせて記載しました。「休止・再開（屋外タンク貯蔵所）」は平成24年版で追加されたものですが、特例措置の内容であり、特例措置の全てを記載するとなると際限が無いことから追加しないこととしました。「工事整備対象設備等着工届」は平成24年版で変更されたものですが、今回、「消防用設備等着工届」から項目名を含め見直しが完了していること及び内容が重複しているため、追加しないこととしました。「防火管理者選解任届」は、平成24年版のとおり「防火管理者(又は防災管理者)選解任届」に変更し、法令を追加しています。

福田副会長の担当部分については、1-3 位置・区分フローに、1-3-a-13 から 1-3-a-18 までを記したテキストボックスを追加することとしました。『1-3-a-06 保安距離』の図については、平成24年版ではリンクから遷移するようになっていましたが、平成13年版のとおり、説明中に入れ込むこととしています。

【田島委員】

全体で確認したいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

【大塚会長】

お願いします。

【田島委員】

私の担当部分である『4-1-b-01 危険時の届出』について、高圧法第36条では「直ちに関係機関へ届け出なければならない」旨の記載がありますが、届け出というものの、実際には直ちに通報するものであることから、「(「届け出」とあるが、直ちに119番通報することを求められている。)」と補足を加えるのはいかがでしょうか。チーム内では、他に警察や海上保安庁への連絡もあるため、119番だけに留まるわけではないとの意見もありました。

【事務局】

高圧ガス保安法第36条第2項の「危険時の届出」は、消防機関への119番通報に限らず、行政機関を含む関係機関へ速やかに連絡を行う趣旨の規定と理解しており、運用上もそのように対応しています。

【伊藤副会長】

通報と連絡では、どちらがより最適な意味合いとなりますか。

【事務局】

通報については法第74条で使用されており、法令上の意味を持ちます。誰もが理解しやすい表現にするならば、連絡とした方がよいと思慮します。

【田島委員】

分かりました。補足については、「(「届け出」とあるが、直ちに電話等で連絡することを求められている。)」と修正します。

【大塚会長】

田島委員、ありがとうございました。閉会時間が近づいてまいりましたので、次回までに行う作業について確認します。

【伊藤副会長】

本日修正等を加えた最終データについて、来月までに各担当者が清書を行うことで考えています。来月は総まとめに入り、体裁を整える作業は事務局で行っていただくことでいかがでしょうか。

【大塚会長】

分かりました。全体で統一し、そのように進めることとしましょう。清書とは具体的には、取り消し線部分を削除したり、貼り付けが必要な部分にデータを貼り付けたりすることですね。

【伊藤副会長】

フォントや読点などの修正を含め最終的な全体の体裁を整える作業については、事務局でお願いします。

【大塚会長】

本日作業を行ったデータについて、事務局から各委員へ送付願います。

【事務局】

分かりました。

【大塚会長】

その他、皆様からご意見等無いようですので、事務局からお知らせをお願いします。

【事務局】

次回の審議会の開催は、9月15日(火)を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

ありがとうございました。以上で、令和8年度第5回川崎市危険物等保安審議会を閉会いたします。